

9 災害時の各種計画

- 御殿場市医療救護計画
- 御殿場市遺体措置計画
- 御殿場市要配慮者避難支援計画
- 御殿場市富士山火山広域避難計画

御殿場市医療救護計画

下線部用語の定義及び説明

医療関係団体：御殿場市医師会、駿東歯科医師会及び北駿薬剤師会

医師等：医療救護活動を行う医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、放射線技師、救急救命士及び事務員等

医薬品等：医療救護に必要な医薬品、医療材料、防疫用薬剤、衛生材料及び輸血用血液等

災害拠点病院：静岡県にある災害時の救急医療の拠点となる病院

災害医療コーディネーター：静岡県が委嘱する、災害時の医療チーム配置調整や、行政への医療活動に対する助言等を行う医師等の医療従事者

災害薬事コーディネーター：静岡県が委嘱する、災害時に効率的かつ効果的に支援を受け入れるための体制整備や、医薬品等に関するニーズの把握とマッチングを行う薬剤師

DMA T：災害発生直後に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修や訓練を受けた災害派遣医療チーム

第1 医療救護計画策定の目的

予想される大規模地震、噴火、風水害、大規模事故等の災害から、地域住民の生命、健康を守り、医療救護活動に万全を期すため、市の医療救護計画を策定する。

第2 医療救護計画の基本的な考え方

1 関係者の役割

市、医療施設、関係団体、地域住民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

(1) 地域住民の役割

地域住民は「自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守る」を基本として、家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

(2) 市の役割

ア 市は、医療救護計画を策定し、災害時は、県や医療関係団体、医療施設、消防機関及びボランティア団体等と連携し、住民の協力のもと、医療救護活動を実施する。

イ 市は、医療救護活動を行う医師等や必要な医薬品等を確保するため、災害時における医療救護施設への医師等の派遣や医薬品等の供給について、医療関係団体や関係機関等とあらかじめ協定を締結する。

2 医療救護の対象者及び区分

(1) 医療救護の対象者

ア 災害による負傷者

イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等

ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び妊産婦、新生児、また、直接災害に起因しない救急患者等

エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情結不安定等の症状が認められる者

(2) 対象者の区分

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

3 医療救護本部の設置

(1) 設置の目的

市は、医療救護活動全般の指揮、統括及びDMAT等医療チームの受入れに対応する拠点として、医療救護本部を設置する。

(2) 本部長の役割

医療救護本部長は、国や県への支援要請等、特別な事項を除いて、医療救護活動全般に関し、災害対策本部長に代わって指揮する。

4 医療救護施設の区分

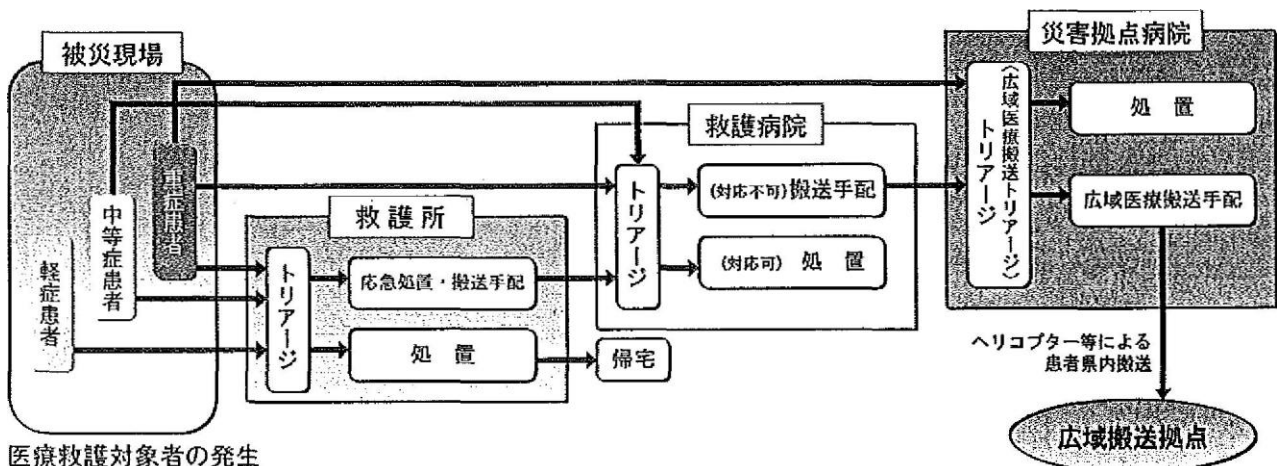
区分	指定	主な機能
災害拠点病院	県	・重症患者の受入れ ・広域搬送への対応 ・DMAT派遣 ・DMAT等医療チーム受入れ ・応急用資機材の貸出し
救護病院	市	・中等症、重症患者の受入れ ・重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域搬送への対応
救護所	市	・軽症患者の受入れ

5 医療救護期間の区分

次による区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

フェーズ	区分	期間
I	超急性期	災害発生～概ね48時間
II	急性期	3日目～1週間
III	亜急性期～中長期	1週間～1ヶ月

○医療救護対象者の受入体制



医療救護対象者の発生

6 災害時の情報把握

(1) 通信手段

市、医療救護施設及び関係団体は、災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するため、防災行政無線、地域防災無線及び携帯電話のほか、衛星電話、業務用無線、アマチュア無線等の通信手段を複数確保するよう努める。

(2) 情報システム

市や医療救護施設は、災害時に使用する情報システムである、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を使用するに当たり、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定め、入力内容や操作方法などの研修や訓練を行う。

7 研修、訓練等の実施

市、医療救護施設及び医療関係団体は、計画に基づく医療救護体制の実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実働訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施するとともに、対策会議や連絡会議等に参画し、ネットワークの構築や情報収集に努める。

第3 計画の内容

1 医療救護本部設置運営指針

(1) 医療救護本部の役割

- ア 救護所、救護病院の開閉の指示
- イ 救護所、救護病院の医師等や医薬品等の確保
- ウ 医療救護施設及び災害対策本部との連絡調整
- エ 災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターとの連絡調整
- オ 医療救護活動の指示
- カ 医療救護活動記録の取りまとめ及び報告
- キ その他必要な業務の実施

(2) 医療救護本部の設置場所及び留意事項

市は、災害対策本部、県あるいは医療救護施設との連絡調整を緊密に行う機能を備えている御殿場市保健センターに医療救護本部を設置する。但し、現在の御殿場市保健センターは、規模的にDMA T等医療チームの受入に制限があるため、多数の医療チームの受入に備え、あらかじめ受入可能な施設を別に指定する。また、将来にわたり、関係機関等との連絡調整機能と多数の医療チームの受入体制を備えた施設の確保について検討を行うものとする。

(3) 医療救護本部運営指針

- ア 医療救護本部長は、御殿場市医師会の会長をもって充てる。
- イ 医療救護副本部長は、駿東歯科医師会の御殿場支部長並びに北駿薬剤師会の会長をもって充てる。
- ウ 医療救護本部における初動配置については、あらかじめ市と医療関係団体が協議して定める。
- エ 医療救護本部は、災害対策本部長の指示により開閉する。
- オ 医療救護本部は、24時間体制とし、交替制で活動できるよう配慮する。
- カ 医療救護本部は、災害時に開設した救護所及び救護病院の状況を把握し、医師等の参集状況や患者受入可否等を県に報告する。
- キ 医療救護本部は、救護所及び救護病院から、医療チームの派遣や医薬品等の補給等の要請があった場合は、災害医療コーディネーター及び災害薬事コーディネーターと調整を図り、確保に努めるとともに、必要な措置について県に要請する。

2 救護所設置運営指針

(1) 救護所の役割

- ア 医療救護対象者の重症度、緊急度の判定、選別（トリアージ）
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- エ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院への搬送手配
- オ 死亡確認及び遺体搬送の手配
- カ 医療救護活動の記録
- キ その他必要な業務の実施

(2) 救護所の設置場所及び留意事項

- ア 市は、あらかじめ定める場所に救護所を設置する。但し、被災の状況によっては、あらかじめ定める場所以外の場所に救護所を変更又は開くことができる。
- イ 救護所は、原則として、気象条件の影響を受けにくい屋内施設で、耐震性が確保されている施設に設置する。なお、やむを得ない場合はテント等を設置し、救護所とすることも検討する。
- ウ 市は、救護所を設置する施設の被災や、救護病院、災害拠点病院に軽症患者が多数来院することなども懸念されることから、必要に応じ近隣の広場等を確保し、救護所として使用することも検討する。
- エ 市は、救護所設置場所について、住民への事前周知及び災害時における救護所開設情報の速やかな周知に努める。
- オ 救護所の設置にあたっては、下表の項目について留意する。

1	建物周辺の安全確保
2	建物が使用できない場合のテント設置場所の確保
3	給水の確保
4	排水路の確保
5	非常電源及び燃料の確保
6	照明の確保
7	空調、換気の確保
8	駐車場の確保
9	患者搬入出動線の確保
10	トリアージエリア、患者収容スペースの確保
11	応急的な遺体安置スペースの確保
12	資器材収納倉庫の確保

(3) 救護所の設備及び資器材

救護所の設備及び資器材は、下表を参考に整備するものとする。

1	テント、エアテント
2	発電機、投光機、濾過機、殺菌機
3	医療機器セット（創傷、熱傷、骨折、蘇生、輸液）
4	医薬品等
5	ビニールシート
6	毛布、担架、簡易ベッド
7	トリアージタグ
8	非常食、飲料水

(4) 救護所運営指針

- ア 救護所の管理者は、医師会で定める医師が務める。
- イ 救護所における医療救護活動は、医師等によるチームを編成して行い、初動配置については、あらかじめ市と医療関係団体が協議して定める。
- ウ 救護所は、医療救護本部長の指示により開閉する。
- エ 救護所は、24時間体制とし、交替制で活動できるよう配慮する。
- オ 救護所において必要な医薬品等については、医療関係団体、災害薬事コーディネーター及び医薬品卸業者等と連携して供給体制を確立し、確保に努める。
- カ 救護所の管理者は、救護所の状況を把握し、医師等の参集状況や患者受入可否等を医療救護本部に報告する。
- キ 救護所の管理者は、救護所における医療救護活動に必要な措置について医療救護本部に要請する。

3 救護病院指定運営指針

(1) 救護病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度、緊急度の判定、選別（トリアージ）
- イ 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の災害拠点病院、広域搬送拠点への搬送手配
- エ 死亡確認及び遺体搬送の手配
- オ 医療救護活動の記録
- カ その他必要な業務の実施

(2) 救護病院の指定及び留意事項

- ア 市は、あらかじめ指定する病院に救護病院を設置する。但し、被災の状況によっては、あらかじめ指定する病院以外の医療施設に救護病院を変更又は開くことができる。
- イ 救護病院は、市内の一般病床を有する病院で、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な病院のうちから、医療関係団体や当該病院管理者と協議のうえ指定する。
- ウ 市は、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、医療関係団体や当該管理者と協議のうえ、救護病院に準じる医療救護施設として指定することができる。
- エ 市は、市内で救護病院を指定できない場合や、指定した救護病院の病床に不足がある場合は、隣接市町に所在する病院を、所在市町及び医療関係団体や当該病院管理者と協議のうえ、救護病院として指定することができる。

(3) 救護病院の施設及び設備等

- ア 救護病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有することとする。なお、市は、既に指定している救護病院であって、診療機能を有する施設が耐震構造を有しない病院について、当該病院の耐震化促進に努める。
- イ 救護病院は、災害時通信手段を有することとする。また、衛星回線インターネットが利用できる環境を有するよう努める。
- ウ 救護病院は、ふじのくに防災情報共有システムに参加し、災害時に情報を入力する体制を整えるよう努める。
- エ 救護病院は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- オ 救護病院は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- カ 救護病院は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度の備蓄に努める。また、市は、救護病院への優先的な物資供給に配慮する。
- キ 救護病院に準じる医療救護施設の設備等は、救護病院に準じる。

(4) 救護病院運営指針

- ア 救護病院の管理者は、当該病院長が務める。ただし、特別の事情があるときは、当該病院長があらかじめ指名する者とする。
- イ 救護病院の医療救護体制は、当該管理者が定める。
- ウ 救護病院は、医療救護本部長の指示により開閉する。
- エ 救護病院は、24時間体制とし、交替制で活動できるよう配慮する。
- オ 救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や院内災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。なお、計画の作成にあたっては、市の医療救護計画との整合性を図る。
- カ 救護病院の管理者は、災害発生時等に直ちに院内災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を医療救護本部に報告する。

キ 初動体制の構築にあたっては、次に示すC S C Aの概念に留意し、その確立を最優先とする。

C S C A 概 念			
C	Command&Control	指揮統制	院内災害対策本部設置、院内指揮系統確立
S	Safety	安全確保	患者及び職員の安全確保
C	Communication	情報収集・伝達	院内被害状況調査・把握、情報入力
A	Assessment	状況評価	状況評価に基づく活動方針の決定

ク 救護病院の管理者は、医療チームの派遣や医薬品等の物資供給等、医療救護活動に必要な措置について医療救護本部に要請する。

ケ 救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておく。

コ 救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を十分に果たすため、定期的な図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。また、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域搬送体制を補完できるよう努める。

第4 医療救護対象者の搬送体制の整備

- (1) 市は、被災現場から救護所、救護病院及び災害拠点病院までの患者搬送体制をあらかじめ整備する。
- (2) 市は、人力による搬送については、市職員や住民等に協力を要請し、搬送機器を活用するものとし、車両による搬送については、救急車のほか、市有車両及び借り上げ車両を利用するとともに、旅客運送事業者等へ協力を要請する。また、空輸による搬送については、県及び自衛隊等に協力を要請する。
- (3) 市は、搬送体制を整備するに当たっては、医療救護の対象者を搬送するための要員や機器及び車両等の確保に努めるとともに、自主防災組織や消防機関、関係団体等と十分な連携を図り、定期的に協議や訓練を実施する。

第5 医療救護施設として指定しない医療施設に対する対応

- (1) 市は、大規模災害時においては、救護所や救護病院として指定しない医療機関についても、被害状況の把握に努める。
- (2) 市は、救護所や救護病院として指定しない医療施設についても、必要に応じ医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医療施設の管理者等と連携を図る。

第6 医療救護施設からの遺体搬送

市は、救護所や救護病院における医療救護活動が円滑に実施されるようにするため、遺体処理計画に基づき、救護所や救護病院に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

第7 東海地震注意情報、警戒宣言が発せられた場合の準備体制

- (1) 市は、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 市は、救護所の設備及び資器材を点検、配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (3) 市は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- (4) 市は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- (5) 市は、東海地震注意情報、警戒宣言が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

第8 発災時等の配備体制

- (1) 医療救護本部及び救護所や救護病院の医師等は、地震や災害、事故が発生又は発生するおそれがあるときや、火山活動に異常が認められたときは、原則として次表による対応をとるものとする。

災害等の状況	参集者	参集場所
・台風、大雨等により災害救助法の適用が見込まれる自然災害で、市長が指示した場合	市長が指名する者	市長が指示する場所
・多数の死傷者が発生し、通常の体制では対応困難と思われる大事故で、市長が指示した場合	市長が指名する者	市長が指示する場所
・東海地震注意情報、警戒宣言が発せられた場合	市長が指名する者	市長が指示する場所
・震度4及び5弱の地震 ・火山周辺警報レベル2及び3（火山周辺規制及び入山規制）	市の医療救護担当部署の課長及び統括	担当部署及び医療救護本部
・震度5強の地震 ・噴火警報レベル4（避難準備）	医療救護本部長及び副本部長、市の医療救護担当部署の職員全員	担当部署及び医療救護本部
・震度6以上の地震	医療救護本部全員 市の医療救護担当部署の職員全員	担当部署及び医療救護本部
	医療関係団体の会員	医療救護本部長が指示する場所

- (2) 上記(1)の表の内「災害等の状況」は、市が発表した情報又は公共機関の災害情報によるものとするが、情報が得られない場合も、付近の被害状況を確認するなどし、判断する。

御殿場市遺体措置計画

遺体取扱上の注意事項

1 遺体への尊厳

- (1) 遺体を取り扱うにあたっては、あらゆる局面において、尊厳の対象であることに留意し常に礼が失われる事のないように、細心の注意を払うとともに、遺族などに十分配慮し、丁寧かつ適切に対応すること。
- (2) 外国人遺体については、文化・宗教・習慣の違いを十分配慮し、適切に対応すること。
- (3) 遺体措置について、責任及び使命感を持って対応すること。

2 安全確保

遺体には体液や血液が付着するなど、感染症などにかかる可能性も考えられることから、安全衛生に十分配慮し、遺体を素手で扱うことのないようにするなどの必要な防護策を講じ、遺体を取り扱うこと。

3 情報の保秘

業務を通じて知り得た情報については、守秘義務を厳守すること。

4 関係機関との連携

遺体措置については、関係機関と緊密に連携して実施すること。

御 殿 場 市
平成 2 9 年 1 2 月

1 趣旨・目的

この計画は、大規模災害時に多数の死者が発生することが考えられる場合、災害救助法及び災害対策基本法に基づいて行う遺体措置などの実施項目について定めたものである。

大規模災害時に備え、関係各課と調整のうえ、災害時の遺体の措置などを行う組織をあらかじめ編成し、遺体収容施設の指定、検視・検案、遺体処置（洗浄、縫合など）、遺体搬送、身元確認、引渡し、必要な資機材（棺、ドライアイスなど）の調達などの遺体措置業務を支障なく実施することを目的とする。

2 実施担当課・係

	担当課・係	担当業務
本部遺体措置対策班	危機管理課 市民課 健康推進課 救急医療課 社会福祉課 介護福祉課	<ul style="list-style-type: none"> 遺体措置の総括に関する事。 遺体の捜索に関する事。 遺体措置に関係する機関との調整に関する事。 遺体措置に必要な資機材の調達に関する事。 検案医師の確保に関する事。 情報提供などに関する事。
現地遺体措置対策班	社会福祉課 介護福祉課 市民課 (御殿場市・小山町 広域行政組合斎場)	<ul style="list-style-type: none"> 遺体収容所の総括に関する事。 遺体の搬送、収容、安置に関する事。 遺体の検視、検案に関する事。 遺体の一時保存、身元確認、引渡しに関する事。 その他遺体措置に関する事。 遺体の埋火葬に関する事。 相談窓口開設など遺族対応に関する事。
消防本部	消防	<ul style="list-style-type: none"> 遺体の捜索、搬送、収容の協力に関する事。

3 遺体措置の基本的考え方

遺体の措置は、大規模災害により、行方不明になり既に死亡していると推定される者の捜索及び災害により遺族等が混乱期のため、死体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、死体の捜索、措置に支障のないよう措置することを目的とする。

4 遺体収容所

遺体収容所については災害時における協力に関する協定を締結した葬祭業者（以下「協定業者」という。）の葬儀式場等とする。

名称	施設名	所在地	電話	FAX
(有)青葉国際御殿場式典社	青葉ホール	新橋 836-6	83-8161	83-8998
(株)アルス	シティホール東富士	神山 1925-82	87-8888	87-8890
勝又造花店(有)	メモリアル御殿場	御殿場 572-1	81-4884	82-6348
(株)福井堂	福井堂やすらぎホール	萩原 931-5	80-5678	80-5677
(株)平安	御殿場平安典礼会館	萩原 992-127	80-3377	80-3330
	南御殿場平安典礼会館	中山 1130	87-6777	87-6778
(有)小山葬祭センター	御殿場葬祭センター	東田中 2-15-14	82-2111	82-2110

留意事項

- * やむを得ず事前に定められた以外の場所に遺体収容所を設置する場合であっても、避難住民の感情及び避難生活への影響を配慮し、避難所内に設置することは避けること。
- * 遺体収容所は、耐震性のある建物を予め選定し、寺院・神社などは、遺体措置業務の円滑化（駐車場、ライフラインの確保）や、宗教上の問題（外国人など）から避けた方が望ましい。
- * 遺体収容所を多数設定することは、職員及び関係機関の配置の問題（人員不足など）からも適切ではない。
- * 遺体収容所は、遺体の搬出入、関係者の出入りも多くなるため、交通の便を配慮するとともに、電気、水道、電話、トイレなどの設備についても不可欠であることを考慮すること。

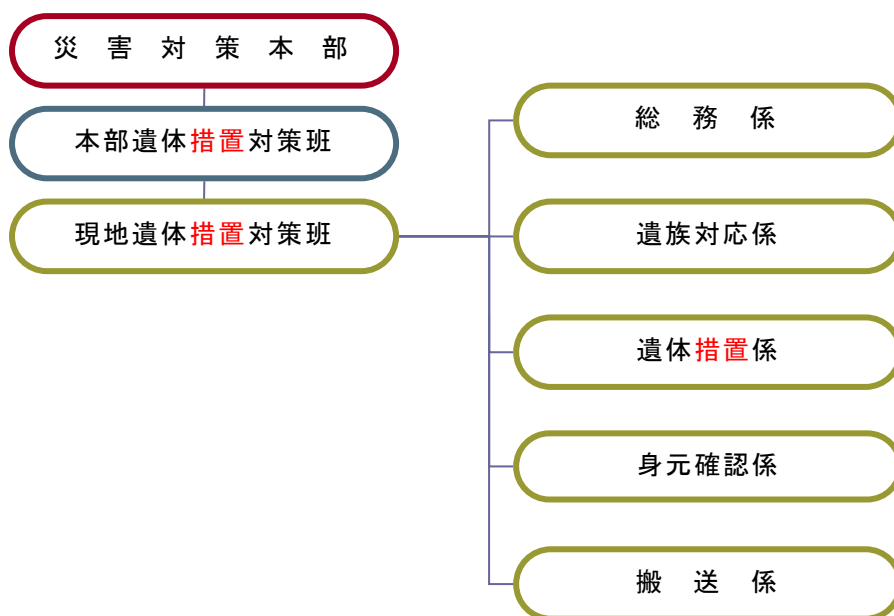
5 遺体措置の期間

原則として災害発生の日から 10 日間とする。ただし、11 日目以降も遺体措置の必要がある場合には、期間の延長を知事に申請する。

申請するに当たり、

- ・ 延長の期間
- ・ 期間の延長を必要とする地域
- ・ 期間の延長をする理由（具体的に）
- ・ その他（期間の延長をすることによって、措置される遺体の数など）を記載し、申請する。

6 組織体制及び事務分掌



発災後、災害対策本部内に、本部遺体措置対策班及び現地遺体措置対策班を組織し、職員を本部及び現地の指定された部署に配置する。

(1) 本部遺体措置対策班

御殿場市災害対策本部内（地域防災無線 ID「100」） 御殿場市萩原 483 電話 82-4370、82-4374 FAX 83-9739

本部遺体措置対策班（6名）		氏名	業務内容
	職名		
	本部遺体措置対策班長 （社会福祉課長）		・ 遺体措置対策の総括に関する事
統括	社会福祉課 保護S統括		・ 現地遺体措置対策班と災害対策本部との連絡調整に関する事 ・ 検案医師の確保に関する事 ・ 関係機関（警察、医師会）などとの連絡調整に関する事
班員	社会福祉課 福祉総務S		
	介護福祉課 長寿福祉S		
	市民課 戸籍担当		

	市民課 埋火葬許可担当		<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の捜索に関すること ・遺体収容所との調整、要員の確保に関すること ・遺体措置に必要な資機材の調達に関すること ・遺体収容所の確保及び機能の確保に関すること ・戸籍書類の整理に関すること ・死亡届の受理及び埋火葬許可証の発行に関すること ・斎場との連絡調整に関すること ・その他、遺体措置に関する事務的事項全般に関すること

(2) 現地遺体措置対策班

4 遺体収容所のうち、本部遺体措置対策班により設置された収容所

現地遺体措置対策班（18名）		
職名	氏名	業務内容
現地遺体措置対策班長 （介護福祉課長）		・現地遺体措置対策班の総括に関すること
総務係（3名）		
統括	社会福祉課 障害者福祉S統括	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体・遺品の受付に関すること ・遺品の管理・引渡しに関すること ・本部遺体措置対策班との連絡調整に関すること ・遺体の引渡し（身元確認係と共同）に関すること
係員	社会福祉課 保護S	
	介護福祉課 介護保険S	
遺族対応係（3名）		
統括	介護福祉課 長寿福祉S統括	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族などからの相談、安否確認対応に関すること ・その他、遺体措置などに関する相談対応に関すること
係員	社会福祉課 障害者福祉S	
	市民課 埋火葬許可担当	
遺体措置係（4名）		
統括	介護福祉課 介護保険S統括	<ul style="list-style-type: none"> ・検視・検案の補助に関すること ・遺体の洗浄・縫合・消毒に関すること ・遺体の一時保存措置に関すること
係員	社会福祉課 福祉総務S	
	社会福祉課 保護S	
	介護福祉課 長寿福祉S	
身元確認係（3名）		
統括	社会福祉課 福祉総務S統括	<ul style="list-style-type: none"> ・本部遺体措置対策班と連携し、身元不明遺体の確認作業に関すること ・身元特定作業に関する関係機関との連絡調整に関すること ・遺体・遺品の引渡し（総務係と共同）に関すること
係員	社会福祉課 障害者福祉S	
	介護福祉課 介護保険S	
搬送係（4名）		

係員	社会福祉課 保護 S		<ul style="list-style-type: none"> ・本部遺体措置対策班と連携し、身元不明遺体の搬送・収容に関する事 ・遺体の洗浄・縫合・消毒（遺体措置係と共同）に関する事
	社会福祉課 障害者福祉 S		
	介護福祉課 長寿福祉 S		
	介護福祉課 介護保険 S		

7 災害対策本部における業務内容（本部遺体措置対策班）

- (1) 災害対策本部内に本部遺体措置対策班を設置する。
- (2) 遺体収容所の確保、設置をするとともに、関係機関、住民などに対し、遺体収容所を設置したことを広報する。
- (3) 遺体収容所の開設及び被災状況を確認し、県東部方面本部及び警察、御殿場市医師会、駿東歯科医師会など関係機関に報告する。
- (4) 遺体搬送する要員及び車両を確保する。
- (5) 協定業者へ連絡し、遺体措置のための必要資機材、不足資機材を調達する。協定業者で対応できないときは、災害対策本部を通じて、県東部方面本部に要請する。
- (6) 検案の医師を御殿場市医師会、駿東歯科医師会に要請する。医師会で確保できない場合は、災害対策本部を通じて、アシストⅡ（様式103）で県東部方面本部に要請する。
- (7) 死亡届を受理し、埋火葬許可申請の受付をする。
- (8) 火葬を円滑に行うため、御殿場市小山町広域行政組合斎場に対し火葬能力の増強などの必要な指示をするとともに協定業者と連絡調整する。
- (9) 遺体措置の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。
- (10) 現地遺体措置対策班から送られた死亡届（遺体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行し、現地遺体措置対策班へ送付する。
- (11) 近隣火葬場と連絡を密にし、被災状況、予約状況を確認するとともに、現地遺体措置対策班に情報提供する。火葬、物資などの応援が必要な場合は、災害対策本部を通じて、県東部方面本部に、応援を要請する。

留意事項

遺体（死亡者）数、死者の氏名、身元不明遺体数などに関しては、安易に死亡者数を公表せず、警察、消防、県など関係機関と協議調整のうえ、公表することとする。
 なお、死者としての計上は検視・検案終了後に行うこととする。

8 現地遺体措置対策班業務内容（遺体処理フロー参照）

	係	担当する業務内容
遺体収容所の開設及び運営	すべての係	ア 協定業者と連絡調整し、施設を開場し、施設の設備の被災状況を確認（建物自体、電気、水道、トイレ、通信手段の確保など）後、遺体収容所を開設する。開設に際し、二次災害を考慮し安全性の確保に努める。 イ 被災などにより、施設使用が不可能な場合には、必要に応じて代替施設を本部遺体措置対策班に要請する。 ウ 必要箇所に施錠をして、部外者の侵入防止措置を講ずる。 エ 開設に際し、必要資機材・不足資機材などを本部遺体措置対策班に報告する。 オ 開設後、速やかに本部遺体措置対策班に状況を報告する。 カ 施設床面の保護のため、シートを敷く。

		<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> * 遺体（棺）を収容・安置するにあたっては、遺族の通路などとして適当な間隔を確保する必要があり、さらに、身元が確認できた遺体の安置スペースを別に確保することが望ましい。 * 祭壇などが設置できるのであれば、設置することが望ましい。 遺体収容所には、遺体収容（安置）スペースと併せて、遺体措置に必要な資機材（棺、ドライアイスなど）の保管場所、遺族の待機場所、職員の待機場所、警察・医師の待機場所などのスペースを確保することが望ましい。 * 葬祭業関係者などと事前に協定を締結し、連携して実施すること。 * 感染症の予防のため使用済み医療用具などの、収納箱は不可欠である。遺体措置に使用した資機材を納める廃棄箱を用意すること。 * 検視・検案に部外者を立ち入らせないために、パーテーションなどの準備が必要である。
遺体の搬送・収容	搬送係	<p>ア 応援要員なども含め、分担して遺体の搬送・収容に努める。</p> <p>イ 警察・消防・自衛隊・住民などから、遺体発見の連絡を受け、搬送を要請された場合には、現場に向かい状況を確認し、搬送する。なお、検視・検案が速やかに行われるよう、遺体の発見・収容状況が判る者の確保に努める。</p> <p>ウ 遺体を遺体収容所に丁寧に搬送する。（現場に警察官などがいた場合には、確認の下）</p> <p>エ 自治会・消防・警察・自衛隊・ボランティアなどと協力して搬送・収容を行う。</p>
受付、総務	総務係	<p>ア 遺体収容所内に受付及び職員待機スペースを設置する。</p> <p>イ 収容される遺体について、遺体発見場所、遺体の氏名、住所などを確認し「遺体個票兼遺体収容票」（様式2）を作成する。</p> <p>ウ 遺品などについて「物品預かり票」を作成し、貴重品などの管理を徹底する。</p> <p>エ 「遺体安置状況票」を作成する。（様式1）</p> <p>オ 遺体措置に必要な資機材について管理、調整を行う。必要な資機材が不足する場合は、災害対策本部へ連絡し調達する。</p> <p>カ 災害対策本部と現地遺体措置対策班との間で、必要とされる事項について検討し調整を実施する。</p> <p>キ 遺体措置の記録、集計、写真などの整理・保管を行う。また、必要に応じて、パソコン・プリンタなどの文書作成機器の体制を整える。</p>
遺族対策、相談	遺族対応係	<p>ア 遺体収容所内に遺族対策及び相談窓口を設置し、遺体安置、死亡届、埋火葬許可申請、火葬、遺体搬送などの相談を受付ける。</p> <p>イ 相談を受けた際には、相談受理様式などに記載し、明確かつ確実に対応する。</p> <p>ウ 職員は遺族感情を十分配慮した相談業務を実施する。</p> <p>エ 遺族に対し、検視・検案の必要性及び埋火葬の手続きなどを説明する。</p>
遺体の検視	遺体措置係	<p>ア 検視にあたる警察と協議し検視するスペースを確保する。</p> <p>イ 遺体の検視は管轄警察署などが実施することとなるが、検視が支障なく行えるように協力、補助する。</p>
遺体の検案	総務係 遺体措置係	<p>ア 検案の医師は、警察が確保した医師のほか、災害対策本部で調整し、依頼する。</p> <p>イ 医師が不足する場合は、総務係を通じて災害対策本部に検案医師の追加派遣を要請する。</p> <p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> * 検視・検案については、警察・医師会と協議し実施する。
遺体の処置	遺体措置係	<p>ア 遺体措置係は遺体措置スペースを確保する。</p> <p>イ 遺体措置スペースにおいて、遺体の洗浄、縫合、消毒などの処置を必要に応じて実施する。</p> <p>ウ 遺体措置に必要な用具を確認する。</p> <p>エ 身元不明の遺体については、特徴を細かく記載し、写真を撮影しておく。</p> <p>オ 棺の組み立てなどを行う。</p>

		<p>* 遺体措置に必要な資機材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納体袋 ・木棺 ・白地の布 ・番号用木札 ・ドライアイス ・金づち ・釘 ・厚いビニールシート ・情報伝達の筆記用具 ・カメラ（フィルム） ・照明用発電機 ・投光機 ・バケツ ・担架 ・搬出用ロープ ・毛布 ・脚立 ・ビニール袋 ・使い捨て予防衣 ・使い捨てマスク ・使い捨てゴム手袋 ・消毒薬 ・長靴 ・死後処置セット ・洗面器 ・かみそり ・はさみ ・水 ・膿盆（ビニール袋で代用可） ・タオル ・紙おむつ ・ビニール袋 ・縫合セット ・ガーゼ ・絆創膏 ・包帯 ・各種薬品
遺体の一時保存	遺体措置係、総務係	<p>ア 遺体措置係は、一時保管場所を確保し、遺体措置スペースから一時保管場所に遺体を移動させる。</p> <p>イ 「遺体措置台帳」（災害救助法による救助の実施について（昭和 40 年厚生省社会局長通知）様式 20）及び「埋葬台帳」（同様式 19）を作成（総務係の者が作成しても可）し、遺体を納棺し、氏名及び番号を記載した氏名札を棺に添付する。</p> <p>ウ 遺体保存に必要な資機材を確認し、必要に応じて補充するとともに、不足する場合は、総務係を通じて災害対策本部に調達するよう要請する。</p>
遺体の問い合わせ	身元確認係	<p>ア 被災者・遺体などについての問い合わせに対応する。</p> <p>イ 遺体収容所の見やすい場所に掲示板を設置する。</p> <p>ウ 処置済み遺体などの情報を掲示板へ掲示する。</p> <p>エ その他、連絡事項を掲示板に掲示する。</p> <p>オ 身元不明死体について身体特徴（写真）などを掲示板に掲示する。</p> <p>カ 関係機関と連携して、身元不明遺体の確認作業を実施する。</p>
遺体の引渡	身元確認係	<p>ア 遺族の氏名、続柄、住所、連絡先を確認する。</p> <p>イ 遺体・遺品を遺族とともに確認し、遺族に引き渡す（様式 3）</p> <p>ウ 被災がひどく、また、遺体を引き取れない遺族については、埋火葬の手続きが終了し、埋火葬に搬送されるまでは、防疫上遺体収容所に安置するよう遺族に要請する。</p> <p>また、遺族が遺体を引き取れる状況下においても、火葬場が被災した場合は、火葬まで相当の時間を要する可能性もあり、その場合、遺族宅での遺体の長期保管は衛生上の問題があることから、引き続き遺体収容所に安置するよう遺族に要請する。</p> <p>エ 祭壇などを準備する。</p>
死亡届・埋葬許可手続き	総務係	<p>ア 届出された死亡届（書）及び埋火葬許可申請（書）を本部遺体措置対策班へ送付する。</p> <p>イ 本部遺体措置対策班から送付された埋火葬許可証を遺族などに渡す。</p> <p>ウ 遺族に、死亡届と埋火葬許可の手續、近隣火葬場の状況（火葬予約状況など）を説明するとともに、状況により被災地以外の火葬場の利用を遺族に勧める。</p>

9 注意事項

遺体の措置にあたっては、遺体への尊厳、遺族感情、環境汚染及び衛生などに細心の注意を払い、次の点に留意する。

留意事項	
遺体への尊厳、遺族感情など	<ul style="list-style-type: none"> 遺体を取り扱うにあたっては、あらゆる局面において、それを単なる物体としてではなく、尊厳の対象である遺体として、常に礼が失われないよう細心の注意を払うとともに、遺族などの心境に十分配慮すること。 火葬前の遺体は遺族・親族にとって特別のものであることを理解し、死亡したとはいえなくても必ずしもそれをまだ本心から納得したとはいえない状態であることに注意する。 遺族は悲嘆の状況下にあるが、病的な悲嘆反応を示す場合は必要に応じて専門家（ケースワーカーなど）に対応を依頼する必要がある。 すべてにおいて公平な取扱いを基本原則とするとともに、遺体の扱いを通じて知り得た故人、家族などの情報（秘密）を無関係な第三者に対して決して漏らさないよう守秘義務を厳守すること。 関係機関と協力体制を保持すること。
環境汚染、衛生など	<ul style="list-style-type: none"> 可能な限り浸透性のない白衣などを着用すること。 使い捨てマスクと使い捨てのゴム手袋を必ず着用すること。 怪我などで傷口がある場合は細心の注意を払うこと。 遺体取扱後は必ずうがいをし、手などをよく洗い、消毒用アルコールなどで消毒すること。 遺体を搬送する際には、納体袋などを使用し、胸などを圧迫しないように注意深く包んで運ぶよう注意すること。 感染症の病原体に汚染された可能性の高い遺体については、医師の指示に従って慎重に取り扱うこと。

<参考>

病院などで行われている死後の処置は、概ね次のとおりである。

目的	遺体を清潔にし、死によっておこる外観の変化を美しく整える。
必要資機材	死後処置セット、専用洗面器、化粧セット、カミソリ、はさみ、膿盆、微温湯、（必要時消毒液）、タオル 2 枚、着替え、便器又は紙おむつ、ビニール袋、シーツ 2 枚、枕カバー、予防衣、マスクなど ※必要により、縫合トレー、ガーゼ、絆創膏、ベンジン綿など
死後の処置	<ol style="list-style-type: none"> 顔を横に向け、膿盆をあて、心窩部を圧迫し胃の内容物を出す。 口鼻腔より分泌物の吸引を行う。 便器を挿入し、腹部を圧迫し、直腸・膀胱の内容物を出す。 全身を温湯又は消毒液で清拭し、鼻→口→耳→肛門→膣の順序で箸で綿を詰める。 包帯を施した創がある場合は、包帯などを交換する。 着物を左前に合せ、ヒモはたて結びにする。 髪をとかし、男性はひげを剃る。女性の場合は薄化粧をする。爪がのびている場合は切る。 手を前胸部で組ませるか、又は、合掌させる。手が離れる場合は包帯で固定する。 白布で顔を覆い、身体にはシーツをかける。 遺族に処置の終了したことを告げる。
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> 死後 2～3 時間経過すると死後硬直が始まるが、硬直した遺体の処置は難しい場合もある。 下顎が下がっている場合は、頭頂部～下顎を包帯で固定する。眼瞼が閉じない場合は、眼瞼と眼球の間に柔らかい紙小片を入れて閉じる。 遺族などが判明している場合、遺体の宗教上の習慣などについては遺族に相談する。 遺族などが判明している場合、処置への参加の希望を遺族に確認する。 検視が終了するまでは、死亡時の状態を維持しておくこと。検視後に死後の処置を行う。

遺体措置の流れ（遺体措置フロー）	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">災 害 発 生</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 発 見 ・ 通 報</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<p>災害遺体多数発生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害現場から遺体発見の通報を受理する。 ・個票を作成する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 措 置 対 策 班 設 置</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 収 容 所 設 置</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本部遺体措置対策班を開設し、遺体収容所を設置する。 ・検案医師を要請する。 ・現地遺体措置対策班を設置し、各係は活動スペースを確保する。 ・必要資機材を確認する。 ・棺を組み立てる。 ・掲示板を設置する。 ・祭壇を準備する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 搬 送</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害現場に搬送要員を派遣し、警察官の許可を得て遺体収容所に搬送する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 の 収 容</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">総 合 受 付</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現場から遺体が搬送されたら、遺体安置状況票を作成する。（様式 1） ・搬送要員から必要事項を聴取し、遺体個票兼遺体収容票を作成する。（様式 2） ・遺族対策及び相談窓口を設置する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">検 視 ・ 検 案</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>・警察による検視 ・医師による検案 (医師は遺族の求めに応じて 遺体検案書を作成)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体を検視スペースに移動させ、警察官が医師の立会いのもと、検視する。医師が検案を行う。 ・市職員は、検視（警察）及び検案（医師）活動を補助する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 処 置</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(遺体の洗浄・縫合・消毒、 遺体及び所持品の写真撮影、 遺体・遺品の保管)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体を一時保管場所に移動させ、警察・自主防などと協力して身元などの確認作業をする。（様式 2-2）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 の 一 時 保 存</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 検視・検案が終了した遺体は、 ・必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒を行う。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 の 一 時 保 存</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族が引き取るまでの間、特定場所に安置し一時保存する。 ・「遺体措置票」及び「埋火葬台帳」を作成し、遺体を納棺するとともに、氏名・番号を記載した氏名札を棺に添付する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">身 元 確 認 作 業</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 身元不明者については、 ・身元特定のために関係機関と連携して情報収集に努める。 ・遺体及び所持品を写真撮影し、人相・着衣・特徴などを記録し、所持品などを保管する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 の 引 渡 し</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族が判明した場合、遺体・遺品を遺族に引き渡す。（様式 3）
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">死 亡 届 の 受 理</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺体の引渡し状況を遺体安置状況票に記載する。（様式 1） ・遺族あるいは関係者からの死亡届（死体検案書）を受理し、埋火葬許可証を発行する。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 の 引 渡 し</div> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族などが判明しない場合は、遺体の氏名などを掲示するなど遺族の発見に努める。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">遺 体 の 火 葬 (埋 葬)</div> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">(広 域 火 葬 計 画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族などによる火葬（埋葬）が行われる。 ・遺族などの引取り者がいない場合は、(災害救助法に基づき)火葬し、焼骨を仮収蔵などにより保存する。 ・火葬場が使用不可能な場合及び火葬場の火葬能力以上の遺体が発生した場合、静岡県広域火葬計画に従い県へ広域火葬を要請する。

様式 2

遺体 No

遺体個票兼遺体収容票

収容日時 年 月 日 午前・午後 時 分

氏名	身元不明				
性別	男・女・不明	年齢	才	血液型	
住所	〇〇市				
死亡理由					
遺体発見日時 及び場所	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃 〇〇市 (発見時の状況等)				
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	完全遺体 ・ 完全遺体に近似 () の欠損 部分遺体 (頭部 胸部 腹部 右腕 左腕 右足 左足) 身体特徴 所持品等				
発見者	(連絡先)		(関係)		
身元 引受人	住所	電話 ()			
	氏名	死亡者との関係 ()			
遺体 搬送者	住所 (所属)	連絡先			
	氏名	死亡者との関係 ()			

確認欄

搬送者	安置所受付	検視・検案	遺体処置	遺品の確認	遺体引渡

死体検案書

有・無

様式 2-2

検視及び身元確認状況メモ

検視 状 況	
身 元 確 認 状 況	

様式 3

遺体 No

遺体及び所持金品引取り書

氏名			
生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日	性別	男・女・不明
住所	〇〇市		
死亡理由			
遺体の特徴 及び 遺留品等の状況	完全遺体・完全遺体に近似（ ）の欠損 部分遺体（頭部 胸部 腹部 右腕 左腕 右足 左足） 身体特徴 所持品等		
所持品等	品名	数量	備考
	所持金		

上記のとおり、遺体及び所持金品を受け取りました。

平成 年 月 日

〇〇市災害対策本部長 様

(引取者) 住所

氏名

続柄 ()

電話

遺体措置班記入欄

